

## 廃棄物保管場所等設置基準

府中市地域まちづくり条例第17条第1項2号から5号までに規定する開発事業を行う場合は、府中市開発事業に関する指導要綱第28条に定める規定（下記【参考】）のほか、次の1～3に定める基準を遵守すること。

### 【参考】府中市開発事業に関する指導要綱（抄）

第28条 開発事業者は、条例第17条第1項第2号から第5号までに規定する開発事業を行う場合は、府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例施行規則に基づき、廃棄物等の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を収集が容易に行える場所に確保しなければならない。

2 前項に定める保管場所等として確保する面積は、1戸につき0.15平方メートル（ファミリー向け住戸にあつては0.2平方メートル）以上とする。ただし、確保する面積が、合計して1平方メートルに満たない場合は、1平方メートル以上確保するものとする。

### 1. 廃棄物保管場所等の位置・構造等

#### (1) 保管場所等の位置

- ア. 収集を容易に行うため、保管場所等は収集車両後方が後ろ向きまたは横につけられる場所に設けること。
- イ. 保管場所等は、不法投棄されにくい場所に設けること。
- ウ. 保管場所等は、近隣に配慮した場所に設けること。
- エ. 保管場所等は、交差点、横断歩道及び踏切に隣接していない場所に設けること。

#### (2) 保管場所等への導線

- ア. 保管場所等までの進入路が、全高3.0m以上、全幅3.0m以上確保されていること。
- イ. 収集車両が進入できる場所と保管場所等との距離が2.0m以内であること。
- ウ. 前項の条件を満たすことができない場合は、廃棄物を保管場所等から搬出する場所（搬出場所）を設け、搬出場所との距離が2.0m以内であること。

#### (3) 保管場所等の構造

- ア. 廃棄物が種類別に分別できる構造であること。また、容易に種類別に分別できるような掲示があることが望ましい。
- イ. 保管場所等の間口が1.0m以上確保されていること。
- ウ. 保管場所等が急なスロープでないこと。
- エ. 保管場所等の内部または隣接した場所に、汚水枡及び水道設備を設けること。

#### (4) その他

- ア. 住居用集合住宅及び事業所（店舗等）を併設して開発事業を行う場合は、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を区分し、保管場所等を各々設置すること。
- イ. 搬出場所まで、廃棄物を搬出する場合は、収集日に即した廃棄物のみを、午前8時までに搬出すること。

## 2. 廃棄物保管容器等の設置等

(1) 廃棄物保管場所等における保管容器等の設置については、下表のとおりとする。

種 類		構造・容量等	設置基準
指定袋等用保管容器 (燃やすごみ(おむつ、落葉・下草含む) 燃やさないごみ 容器包装プラスチック)		15戸につき概ね800ℓ以上の容積 (ただし、ワンルーム形式集合住宅については、20戸につき概ね800ℓ以上の容積)。	設置は任意
保管 資源 容器 等	びん	15戸につき1個設置。	必ず設置(市で用意※)
	かん	びんに順ずる。	必ず設置
	ペットボトル	びんに順ずる。または容器に代わる同等量のネットを設置。	
有害ごみ(蛍光灯・乾電池・水銀体温計等)		50戸につき1個設置。50戸未満の集合住宅については、任意で、ビニール袋による排出も可。	50戸以上の集合住宅については必ず設置
危険ごみ(スプレー缶・ライター等)			

※容器のサイズ：縦約40cm×横約60cm×高約32cm

- (2) 指定袋等用保管容器を設置する場合は、内部の指定袋等を容易に収集できる構造であること。
- (3) キャスター付の指定袋等用保管容器を設置し、保管場所等から搬出場所までの移動が必要である場合は、保管場所等と搬出場所との間に段差を設けないこと。また、壁面保護のための破損防止の対策及び強風等による被害防止のためワイヤースリング、チェーン等で固定できるようにしておくことが望ましい。
- (4) 資源類、有害ごみ、危険ごみ用容器を設置する場合は、一人で持ち上げて収集することができる程度の大きさ、重さであること。
- (5) 指定袋等用保管容器を設置しない場合は、保管場所等に網などを設置し、鳥獣(猫、カラス等)及び風による廃棄物の散乱を防止する手段を講じること。

## 3. その他の必要事項

- (1) 開発事業者または集合住宅等の所有者(または管理者)は、廃棄物の収集を開始する一週間前までに、「廃棄物収集開始申込書」を市長に提出すること。
- (2) 府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第34条に基づき、延床面積1,000㎡以上の事業所等については当該事業所等において廃棄物に係る事項を取り扱う者のうちから、また10戸を超える集合住宅については当該集合住宅の管理者等のうちから、廃棄物管理責任者を選任すること(同条例施行規則第36条2項)。
- (3) 延床面積1,000㎡未満の事業所及び10戸を超えない集合住宅については、前項の規定に準じて、廃棄物管理責任者を選任するよう努めること。

### 【問合せ先】

廃棄物保管場所等の整備に関すること・・・資源循環推進課3R推進係

(府中市役所おもや3F 電話：042-335-4437)

収集開始の申込み・変更等に関すること・・・資源循環推進課指導係

(府中市リサイクルプラザ 電話：042-360-0355)